

## 補助金の見直しについて

### 1 補助金の意義

補助は、特定の事務・事業等を育成・助長する上で公益上必要があると認めた場合に、これらを行う者に対し、相当の反対給付を求めることなく、金銭的給付を行うものである。

このような趣旨で交付される金銭については、補助金のほか、交付金、助成金、補給金などの名称が用いられている。

### 2 補助金の態様

#### (1) 直接補助と間接補助

直接補助は、補助金等を補助事業を行う者に直接交付するもので、通常は、この直接補助の方式がとられる。

間接補助は、中間機関を通じて、補助事業を行う者に間接的に交付されるもので、例えば、国・県から市を通じて私人に対して一定の補助を行うというものである。

#### (2) 定額補助と定率補助

定額補助は、補助金額が定額によって定まっているものである。

定率補助は、補助金額が補助事業の費用等に対し一定の率を乗じたもので算出されるものであり、通常は、この定率補助の方式がとられる。

#### (3) 特定補助と一般補助

特定補助は、特定の事業に対するものとしてその用途・目的が決まっているもので、通常は、この特定補助の方式がとられる。

一般補助は、補助対象者の一般的な財源不足のために行われる補助であるが、公共的団体の存立目的に対する一般的な助成や赤字補てんなど限定的に行われるものである。

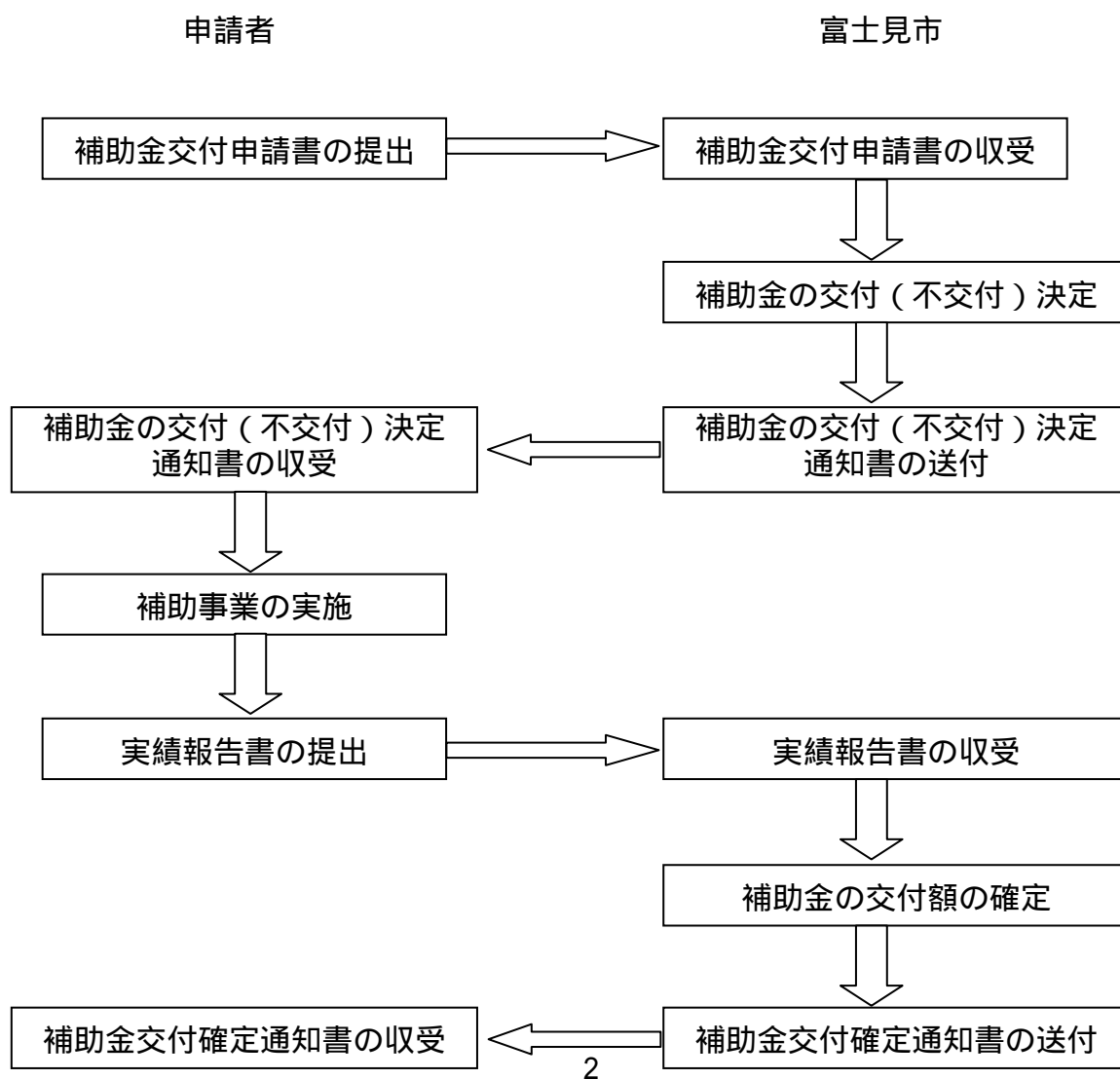
### 3 補助金の交付根拠

補助金は、市民等から徴収された税金その他の貴重な財源を基に支出されるものであるため、その交付根拠が地方自治法第232条の2に規定されている。

地方自治法第232条の2においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているが、「公益上必要がある」か否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するものとなっている。しかし、「公益上必要がある」か否かの判断は、全くの自由裁量行為はないため、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならない。

また、補助金の支出については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に準じて「補助金等の交付手続等に関する規則」や要綱などによりその手続を定めているのが通常である。

### 4 補助金交付手続の流れ



## 5 過去の補助金見直し

### (1) 平成10年度

庁内検討委員会を設置し、補助金見直し基準（廃止・縮小・統合、補助率の再設定等）の策定及び補助金の見直しを行った。

結果 廃止17件、縮小13件 6,421千円の削減

### (2) 平成11年度

庁内検討委員会を設置し、補助金の対象経費・対象外経費に関する考え方の作成及び補助金の見直しを行った。

結果 廃止10件、縮小13件 3,652千円の削減

### (3) 平成13年度

財政課が、予算編成時に補助金の使途と効果を確認し、補助金の見直しを行った。

結果 廃止6件、縮小10件 543千円の削減

### 参考 平成17・18年度

財政課が、予算編成で一律20%の削減を行った。

結果 平成17年度 201,042千円の削減

平成18年度 58,127千円の削減

## 6 過去の見直しによる課題

庁内検討委員会又は財政課が主体となって補助金の見直しを行ったが、慣例的に補助金が交付されることによる既得権化や使途の適正などについて課題がある。

## 7 補助金の現状(別添調査表参照)

平成21年度の補助金件数は134件で、予算総額は706,322千円となっている。

### (1) 性質別分類

団体運営費補助、扶助的補助、事業費補助の占める割合が大きく、3つで全体の96%を占めている。

1件当たりの予算額では、扶助的補助、事業費補助、団体運営補助の順に予算額が大きく、全体で677,766千円である。

## (2) 部門別分類

健康福祉部、教育委員会の占める割合が大きく、2つで全体の86.2%を占めている。

1件当たりの予算額では、教育委員会、健康福祉部の順に予算額が大きく、全体で608,468千円である。

## (3) 補助の根拠別分類

市単独補助、法令等補助の占める割合が大きく、2つで全体の80.2%を占めている。

1件当たりの予算額では、協定等補助、法令等補助の順に予算額が大きく、全体で384,429千円である。

## (4) 補助率別分類

「1/2以上 2/3未満」、「1/1」、「その他(定額等)」の占める割合が大きく、3つで全体の75.7%を占めている。

1件当たりの予算額では、「1/2以上 2/3未満」、「1/4以上 1/2未満」、「1/1」の順に予算額が大きく、全体で500,392千円である。

## (5) 経過年数別分類

「20年以上」の占める割合が大きく、全体の60.9%を占めている。

## 8 現状分析と課題

### (1) 既存補助団体の既得権化

20年以上継続している補助金が多いため、既存の補助団体に既得権が生じているおそれがある。

### (2) 補助対象事業の硬直化

補助金の長期化により、補助内容の硬直化が起こっている。

### (3) 新規の補助事業を制度化されにくい環境

予算の制約を受けるため、新規の補助事業が制度化されにくい環境がある。

### (4) 補助交付基準等の見直し等

公平性の観点から、同じ性質の補助事業で補助率が大きく異なるなどの状況があるため、補助金交付基準の見直しと適正な評価が必要である。

また、市民等から徴収された税金その他の貴重な財源を基に支出されるものであ

る以上、1 / 2以上の補助率については、見直しが必要である。

#### (5) 時代に合った補助制度の見直し

例えば、利子補給のように金利の高かった時代には有意義であった補助制度も、今の低金利の時代にあってはその意義が薄れているものもあるので、時代に合った補助制度であるか否かの検証が必要である。

### 9 民と官の連携による公共サービス改革検討委員会による見直し(事務局案)

#### (1) 委員会の役割

市の補助金をいったんすべて白紙に戻し、その上で補助を希望する団体等（個人に対するものについては、所管課）を公募し、補助金交付の適格性を決定する。

また、より公益性・公平性・透明性の高い補助制度を構築（交付基準案及び評価基準案の策定を含む。）するための方策を検討する。

#### (2) 所掌事項及びスケジュール

平成21年度 補助金の現状・課題の整理、補助金交付基準の作成、補助金評価・審査基準の作成

平成22年度 補助金の評価・審査、その他補助制度の改善に関する事項

#### (3) 見直し対象・対象外補助金

おおむね次の表のとおり取り扱うこととする。

見直し対象	見直し対象外
・市が政策的に制度化した単独の補助金 ・上位法に基づく補助金の上乗せ、横出し補助金	・上位法に基づく市の負担割合に相当する部分の補助金 ・近隣他市町との協定等に基づき定められている補助金

#### (4) 今後のスケジュール

- 6月18日 第3回会議
- ・ 補助金見直しについて  
補助金等の現状把握（分析）  
補助金のあるべき姿、課題等の整理  
今後の方向性について
- 7月30日 第4回会議
- ・ 補助金見直しについて  
見直しの方法決定  
補助金交付基準の検討
- 8月下旬 第5回会議
- ・ 事業仕分けについて  
事業仕分け結果の検証等
- 9月下旬 第6回会議
- ・ 補助金見直しについて  
補助金交付基準（案）の報告  
評価、審査基準の検討・（案）作成
- 10月下旬 第7回会議
- ・ 中間提言調整（まとめ）  
・ 平成22年度スケジュールの確認
- 11月下旬 第8回会議
- ・ 中間提言報告